

令和元年十二月十七日受領
答弁第一五四号

内閣衆質二〇〇第一五四号

令和元年十二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員櫻井周君提出キャッシュレスに関する偽サイトでのフィッシング被害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出キャッシュレスに関する偽サイトでのフィッシング被害に関する質問に対する答弁書

一及び四について

お尋ねの「キャッシュレス決済」の「不正利用」については、事案の態様等が様々であることから、一概にお答えすることは困難である。

二について

お尋ねについては、産学官の有志によって構成された民間団体である「一般社団法人キャッシュレス推進協議会」が、本年四月に「コード決済における不正流出したクレジットカード番号等の不正利用防止対策に関するガイドライン」を、本年十月に「コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン【利用者提示型】CPM (Consumer-Presented Mode)」及び「コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン【店舗提示型】MPM (Merchant-Presented Mode)」を定めたと承知しており、政府としてこれらのガイドラインが遵守されることが重要であると考えている。

三について

クレジットカードの不正利用に伴う被害について、一般的には、各クレジットカード会社において利用者に補償を行っているものと承知しているところ、お尋ねの「携帯電話の利用料金に上乗せするキャリア決済」の場合においても、一義的には関係事業者において適切に検討されるものと考えている。